

地域主権第2次一括法に基づく「苫小牧市公民館条例の一部を改正する条例案」

市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施結果について

地域主権第2次一括法に基づき、公民館審議会の委員の委嘱にあたり、文部科学省の参酌すべき基準を定める省令「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から委嘱こととする」として、条例で定めることとされました。

本市では、「苫小牧市公民館条例」において、「公民館運営審議会」を置いていることから、当該条例を改正し、委員を委嘱するにあたり満たすべき基準を定めることになり、この策定にあたり、市民の皆様から案に対するご意見を募集をしましたが、その結果は以下のとおりでした。

意見募集案件名

地域主権第2次一括法に基づく「苫小牧市公民館条例の一部を改正する条例案」について

市民意見提出手続実施要領（参考）... 別紙1

結果

- ・意見提出数 1人
- ・意見提出件数 1件

提出された御意見の内容とご意見に対する市の考え方 別紙2

御意見ありがとうございました。

地域主権第2次一括法に基づく苫小牧市公民館条例の一部を改正する条例案について意見を募集します

苫小牧市では、平成23年8月30日公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。（以下「地域主権第2次一括法」という。）において、社会教育法一部改正が行われたことに伴い、苫小牧市公民館条例の一部を改正する条例の制定を予定しております。

つきましては、苫小牧市公民館条例の一部を改正する条例案について、苫小牧市市民参加条例第4条に基づき、市民の皆様からご意見を募集します。

1 資料の入手方法

市のホームページから、ダウンロードにより入手可能です。また、勇払公民館、教育委員会（第2庁舎）、豊川コミュニティセンター、沼ノ端コミュニティセンター、のぞみコミュニティセンター、植苗ファミリーセンターでも閲覧、配布しています。

2 意見の提出方法

「意見書」に氏名、住所及び電話番号を、法人その他の団体にあつては、団体名、代表者名、意見書提出担当者名、所在地及び連絡先を明記の上、意見（様式自由）を記入し提出期限までに次のいずれかの方法により提出して下さい。

(1) 電子メール 電子メールアドレス yufutu@city.tomakomai.hokkaido.jp

(2) ファックス F A X 番号 0 1 4 4 - 5 6 - 0 9 4 3

(3) 書面の持参又は郵送

書面によることを原則としますが、意見内容を保存した磁気ディスク（フロッピーディスクまたはCD-R）での提出も可能です。ただし、磁気ディスク等で提出された場合は返却できませんのであらかじめご了承ください。

《送付先》〒059-1372 苫小牧市字勇払3番地 苫小牧市教育委員会スポーツ生涯学習部勇払公民館宛

- ・ 言語は日本語に限ります。
- ・ 電話又は口頭での意見は受け付けいたしません。
- ・ 意見が1000字を超える場合は、要旨を添付して下さい。
- ・ 意見をデータで提出される場合は、ファイルはマイクロソフト社Wordとして下さい。他のファイル形式の使用を希望される場合は、担当までお問合せ下さい。

3 意見書の提出期限 平成24年1月29日（日） （郵送の場合、1月29日の消印有効）

4 その他留意事項

- ・ このパブリックコメント手続は、政策の案に対して具体的な意見をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- ・ ご意見は、条例の改正（案）の決定の際に参考とさせていただきます。また、住所、氏名等の個人情報を除き、市のホームページ等で公表する場合があります。
- ・ 住所、氏名等の個人情報は、いただいたご意見の内容や趣旨を確認する場合に使用します。個人情報をパブリックコメント手続の業務に係る目的以外に使用することはありません。
- ・ いただいたご意見は返却いたしません。また、いただいたご意見に対して、個別の回答もいたしませんのでご了承下さい。
- ・ ご意見のほかに資料等を添付されても結構ですが、量が多くなるようでしたら、あらかじめ担当までご連絡下さい。

5 担当、お問合せ

苫小牧市教育委員会スポーツ生涯学習部勇払公民館 （電話）0144-56-0003

地域主権第2次一括法に基づく

苫小牧市公民館条例の一部を改正する条例案の概要

1 経緯

(1) 社会教育法の一部改正

平成23年8月30日公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号。(以下「地域主権第2次一括法」という。))において、社会教育法一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されることとされました。

具体的には、地域の実情に応じて一層幅広い分野の者が、公民館運営審議会の委員となることが促進されるよう社会教育法第30条に定める公民館運営審議会の委員の委嘱に当たり、文部科学省の参酌すべき基準を定める省令「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から委嘱することとする」として、条例で定めることとされました。

(2) 苫小牧市公民館条例の一部改正

本市では、「苫小牧市公民館条例」において、「公民館運営審議会」を置いていることから、当該条例を改正し、委員を委嘱するに当たり満たすべき基準を定めることになりました。

2 条例改正の概要

(1) 現行の審議会の委嘱に当たり満たすべき基準

「苫小牧市公民館運営審議会」の委員の委嘱基準に当たり、社会教育法第30条第の規定に基づき、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者」の中から選出しています。

(2) 苫小牧市公民館条例の一部改正の内容

「苫小牧市公民館条例」で、審議会委員の委嘱の基準を定めるに当たり、文部科学省令で定める基準を参酌した結果、同基準で定める「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者」とします。

3 関係例規の整備について

1及び2に掲げる事項について、平成24年2月の苫小牧市公民館条例の改正に向け、現在協議中ですが、平成24年4月から実施に向けて検討しています。

意見書（提出様式例）

案 件 名	苫小牧市公民館条例の一部を改正する条例案		
※氏 名		性別・年齢	男・女 歳
※法人その他の の団体の方	団体名		
	代表者名		
	意見提出担当者名		
※住 所		※連絡先 (電 話)	
意見の内容	（案のどの部分に対するご意見かがわかるように記入してください。）		

- ・ ※印のついている欄は、必ず記入して下さい。
- ・ ご意見は、案決定の際に参考にさせていただきます。また、氏名、住所等の個人情報を除き、市のホームページ等で公表する場合があります。これらの個人情報は、厳正に管理し、他の目的に使用することはありません。
- ・ ご意見の内容確認などのため、市担当からご連絡させていただく場合があります。
- ・ ご意見は返却できませんのでご了承ください。

募集期間

平成23年12月30日（金）～平成24年1月29日（日）
（郵送の場合は、締切日消印有効）

窓口持参

苫小牧市教育委員会スポーツ生涯学習部勇払公民館

FAX

0144-56-0943

メールアドレス

yufutu@city.tomakomai.hokkaido.jp

郵 送

〒059-1372 苫小牧市字勇払33番地

問 合 せ

TEL 0144-56-0003

項目	地域主権第2次一括法に基づく「苫小牧市公民館条例の一部を改正する条例案」
<p data-bbox="172 315 347 349">[意見]</p> <p data-bbox="153 412 1453 539">委員の任命の基準を新たに規定するという趣旨かと理解しましたが、現在の苫小牧市では多くの委員に公募の市民が参加できるようになっているかと思います。今回の改正では委員の公募を行うことは書かれていませんが、公募は行わないのでしょうか。</p> <p data-bbox="153 555 1453 636">文部科学省令を参酌する必要があるとの内容ですので、その基準に沿った委員を何名か選考すれば、そのほかに公募の市民を入れることは可能と考えられます。</p> <p data-bbox="153 651 1453 779">もし、公募を行わないのであればその理由を示していただきたいと思います。また、何らかの方法で公募を行わないのであれば、条例の中に公募という項目を入れない理由があるかと思うので、その理由をお知らせください。</p>	
<p data-bbox="172 860 464 893">[教育委員会の考え方]</p> <p data-bbox="153 972 1453 1052">今回の条例改正の趣旨は、これまで苫小牧市公民館条例に審議会委員の委嘱の基準が規定されていなかったため、条例に委嘱の基準の規定を設けることとしたものでございます。</p> <p data-bbox="153 1090 1453 1171">公募は行わないのかというご質問ですが、苫小牧市市民参加条例の規定により実施していきたいと考えておりますが、今後委員の構成等を検討していきたいと思っております。</p> <p data-bbox="153 1209 1453 1417">次に、公募を条例に入れない理由についてのご質問ですが、苫小牧市市民参加条例第10条第1項の規定によりまして、「審議会等の委員の選任に当たっては、《中略》、公募に応じた者を委員として加えなければならない。」と規定されておりますので、公民館条例においてあえて規定しないものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p data-bbox="181 1442 1453 1476">なお、公募の実施に当たりましては、募集要項を定め、広報等で周知して行うこととなります。</p>	